

【利用者の皆さまへ】

## 暑寒荘の冬期利用規制について

皆さまにご利用いただく山荘の管理につきまして、道道暑寒公園線が開通している間のみ利用出来るものとし、ゲートが閉鎖される冬期間の使用については対応しませんのでご承知おきください。

冬期間は冬山登山での緊急事態に限り、その利用を認めるものとし、その場合は下山後に役場商工観光課へ利用内容（利用者情報として氏名、人数、登山行程など）を報告いただきます。

山荘をベースにした登山や山スキーなどは全て無断利用となりますのでご注意ください。

不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

**増毛町**（商工観光課 0164-53-3332）